

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 (1) 台風第10号豪雨災害の復旧復興について ① 小本川の鼠入川地区付近、安家川の茂井地区付近では、未だに流木やがれきが散在していることから今後の増水時の対策や早期の処分について要望します。</p>	<p>堆積土砂や流木等の撤去については、これまでに河川巡視等により管内河川の状況を把握し、緊急性の高い箇所から計画的に河道掘削や流木処理等を実施するなど、今般の洪水被害を踏まえ、取り組んできました。 ご要望の流木等の撤去については、小本川の鼠入川付近において、現在、着手しており、安家川の茂井地区では、今後、地元との調整を進め着手する予定です。(A) また、二級河川小本川及び安家川については、平成29年度から水位周知河川の指定やホットラインの運用を開始しており、また、小本川については、平成30年度に洪水浸水想定区域の指定を行うなど、警戒避難体制の強化を行ったところです。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1
<p>1 (1) 台風第10号豪雨災害の復旧復興について ② 現在、県及び市町村から14名の土木技術職員の派遣をいただいておりますが、来年度3名の不足が見込まれており、引き続き、必要な人員の確保についての支援を要望します。</p>	<p>台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。 県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、引き続き、県内市町村等に対し協力を依頼し、被災市町とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
<p>1 (1) 台風第10号豪雨災害の復旧復興について ③ 公共施設等で約329億円に上る被害を受け、長期間にわたる復旧事業が想定されることから、事故繰越手続きの簡素化を延長するよう要望します。</p>	<p>平成28年台風第10号災害については、被害が甚大で、入札不調や労働者不足などを原因とした事故繰越が多数生じたことから、特例として手続きの簡素化が実施されてきたものです。 このことから、今年度の事故繰越の手続きの簡素化については、今後の県全体の復旧工事の進捗状況を見ながら、必要に応じて関係機関に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1
<p>1 (1) 台風第10号豪雨災害の復旧復興について ④ 災害復旧事業の対象とならない生活道や生活橋の改修事業費が約5億円と、財政需要の増加が見込まれることから、特別交付税等の重点配分を要望します。</p>	<p>台風第10号災害に係る財政措置については、これまで、国から特別交付税4,868百万円(平成28年度～平成30年度)が交付されたほか、県においても早期の復旧復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を401百万円(平成28年度314百万円、平成29年度87百万円)交付しているところです。 県としては、本年度も引き続き町との連携を密にし、復旧復興事業に係る財政需要や町の財政状況等を適切に把握するとともに、国に対しても町の実情を丁寧に説明しながら、必要な財政措置が講じられるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 (1) 台風第10号豪雨災害の復旧復興について ⑤</p> <p>令和元年度までの期限となっている応急仮設住宅について、これから移転地へ新築再建する世帯もあり、本年度内ですべての入居者が退去することは非常に困難であることから、令和2年度まで県費での継続設置を要望します。</p>	<p>県では、平成28年台風第10号災害に係る応急仮設住宅について、災害救助法に基づく供与期間が終了した平成31年3月21日以降も、移転先が確保できない等やむを得ない理由で恒久住宅へ移行できない被災者を対象として、県単独事業により、供与期間を令和元年度末まで延長してきました。</p> <p>御要望のありました、県費による供与期間の更なる延長については、岩泉町内における公共事業（移転地整備等）の進捗状況や、応急仮設住宅の入居者の住宅再建の状況、今後の見込み等を踏まえて、検討していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1
<p>1 (1) 台風第10号豪雨災害の復旧復興について ⑥</p> <p>被災した「ふれあいらんど岩泉」の陸上トラック、サッカー場及びパークゴルフ場の再整備に向け、今年度、基本設計業務を発注しております。</p> <p>つきましては、当該施設に対する過疎債等の財源の確保と、再整備後の施設の安全性の向上を図るため、現在、河川改修工事を進められている小本川乙茂地区の右岸側（当該施設付近）について、護岸ブロックによる強靱化をされますよう要望します。</p>	<p>（過疎債について）</p> <p>過疎債については、全国の起債要望額が地方債計画額を超過する場合には要望通りの起債の同意等を行うことができないことが想定されることから、国において必要額を確保するよう、県としても、引き続き、全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行っていきます。（B）</p> <p>（護岸ブロックについて）</p> <p>平成28年の台風第10号において甚大な被害が発生した小本川や安家川において、県が進めている河川改修事業では、河川の水衝部や、背後地の土地利用及び資産の状況を勘案し、築堤や護岸を計画しています。</p> <p>小本川乙茂地区の左岸では、住居のほか、野球場や地域の基幹産業施設等による土地利用及び資産が集積している状況を踏まえ、築堤及び護岸ブロックを施工することとしています。</p> <p>要望のありました右岸についても、町においてスポーツ施設設置による土地利用の計画が進められていることから、護岸ブロックによる河岸浸食防止対策を検討してまいります。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、土木部	B：2

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 (2) 土砂災害危険箇所の土砂流出防止対策について 本町の土砂災害危険箇所は1,037箇所（令和元年6月末現在）ありますが、対策がなされている箇所が28箇所となっております。 つきましては、未対策箇所についての対策を講じていただきますようお願いします。</p>	<p>県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。 砂防事業等のハード対策の実施にあたっては、高齢者、障がい者など特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所等の整備を優先するなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。 なお、岩泉町内の平成28年台風第10号対応としては、人家等への被害が大きかった箇所や今後被害が予測される25箇所について、国の補助事業を導入しハード対策を推進しており、現時点で5箇所の対策工事が完了しています。 (A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1
<p>2 (1) 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号については、相当区間が未改良の状態にあり、特に岩泉側の未改良区間9kmは、幅員も狭く、見通しが悪いことから、早期の改良整備に着手されますようお願いします。</p>	<p>国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続していることから、整備の必要な区間と認識しています。 このうち、平成26年度に事業化した峠部（押角峠）の約3.7km区間について、今年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年度の完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。 また、峠部以外の未改良区間については、事業化を見据えながら、必要な調査を進めていきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1
<p>2 (2) 一般国道455号の防災機能強化について 一般国道455号については、盛岡市玉山地区から当町小本地区までの整備促進を図るため、調査費を予算化するとともに、防災の観点から、今後の大災害においても二度と寸断することがないように、道路の嵩上げと道路の切り替え整備について要望します。</p>	<p>一般国道455号は岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しております。 盛岡市玉山地域などの急カーブ・急勾配の解消及び拡幅整備については、路線としての信頼性を高めるための改良の必要性を勘案しながら検討していきます。(C) また、異常気象時においても救援活動等が可能な、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、町内6箇所において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等により、防災機能の強化を行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1 C : 1

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 (3) 一般県道大川松草線の整備促進について            一般県道大川松草線については、起点の大渡地区から唐地公民館までの区間について、バス路線でもあることから2車線に、唐地公民館から櫃取の区間については、車両のすれ違いが容易となる道幅に、また、道路改良が完了するまでは、随所に待避所を早急に整備されますよう要望します。</p>	<p>一般県道大川松草線の「本町～大広」工区については、平成25年度に事業着手し、大川小学校前まで道路改良工事が完了したところです。令和元年度は残りの区間の用地取得を進めるとともに、用地取得が完了した所から一部工事に着手しました。(A)</p> <p>待避所整備を含め、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 C : 1
<p>2 (4) 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について            一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線については、未改良部分の整備促進、特にも一般県道普代小屋瀬線の松ヶ沢から燃壁(もえかべ)付近と④安家小中学校から川口付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望します。</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線の「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>松ヶ沢から燃壁付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、「松林～坂本」工区として、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>安家小中学校から川口付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 2 C : 3
<p>2 (5) 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について            主要地方道宮古岩泉線については、宮古岩泉線の岩瀬張橋付近から松の木橋の区間及び町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間並びに有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間の拡幅を要望します。            特にも岩瀬橋付近から松の木橋付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を重ねて要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線については、町役場有芸支所付近から栃の木地区間の蝦夷館地区について平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っており、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間については平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っております。            更なる道路整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 2

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 (1) 済生会岩泉病院の医師確保の継続と、薬剤師、看護師の確保について</p> <p>公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として、必要不可欠な町内唯一の中核病院であります。</p> <p>昨年、常勤医師4名の体制でありましたが、今年4月からは、院長、副院長、奨学生内科医師の3名体制となっております。</p> <p>また、医師以外の薬剤師、看護師不足により、入院患者の受入れ、訪問診療の実施、診療所の開設等に支障をきたしている状況にあります。</p> <p>つきましては、県派遣医師の再配置及び薬剤師、看護師の確保対策について要望します。</p>	<p>県では、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置していますが、県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>このような状況の中、済生会岩泉病院からの医師派遣要望に基づいて、平成22年度から平成30年度までの間、自治医科大学卒業医師を派遣するなど、積極的な支援に努めてきたところですが、平成31年度については、済生会岩泉病院の意向も踏まえ、自治医大養成医師の派遣を見送らせていただいたところです。</p> <p>今後の県派遣医師の再配置に向けては、引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p> <p>薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給があり、今後もその傾向が続くものと見込まれておりますが、地域差や勤務業態による偏在も大きいことが指摘されています。</p> <p>県では、こうした状況を踏まえ、岩手県薬剤師会と連携しながら、中高生に対する薬剤師の仕事の普及啓発や、薬学生の県内就職を促進する取組を行っているところです。また、現在薬剤師が不足する医療機関に対しては、医療法に基づく立ち入り検査などを通じて、確保に向けた取組を促しつつ、必要に応じて、岩手県薬剤師会が行う薬剤師の就労斡旋事業を活用するよう助言を行っているところであり、引き続き、県内医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。(B)</p> <p>看護師の確保については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金制度による養成確保対策、ナースセンター事業による看護職員の復職支援や再就業支援などの対策に取り組んでいます。</p> <p>地域に必要な医療提供体制の確保に向けて、沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の運営を通じ、安定的な看護人材の養成・確保に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：3</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 (1) 安家川におけるサクラマス増殖体制について            平成9年11月4日付「安家川のウライ施設に関する確認事項」第2において、毎年2月から5月までのサクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、岩手県及び安家川漁業協同組合と協議のうえ、上流に再放流するとされておりますことから、当該事項が関係者合意のうえ適切に実行されるよう要望します。</p>	<p>サクラマスは、漁獲量の少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であり、また、遊漁対象種として人気が高いことから、県では重点施策としてサクラマスの資源造成に取り組んでいます。</p> <p>県では、サクラマス資源造成においては、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これから池中継代された稚魚を県内の河川に放流することとしています。</p> <p>資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえて、適正な必要数の把握に努めているところであり、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項に基づき、ウライ施設で100尾の捕獲数を超えた令和元年度に上流への再放流が行われています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、県では今後も確認事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B : 1</p>

岩泉町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 (2) ツキノワグマの適正な管理について</p> <p>ツキノワグマによる農作物被害防止については、追払いや電気牧柵の設置等、毎年、町単独補助事業でも防御対策を講じておりますが、平成26年度と平成30年度を比較すると、目撃及び被害件数が55件から146件に、そのうち人家付近への出没件数は23件から74件と3倍以上に増加し、人命への危害が非常に心配される状況となっております。</p> <p>つきましては、ツキノワグマの頭数管理を的確に行うためにも、県が実施する頭数調査について、調査区域の設定を細分化するなど、山中から里山までの考えられる生息域を網羅するものとし、より生息実数に近い頭数を把握していただくとともに、有害捕獲の条件や捕獲割当頭数等の抜本的な見直しを早急に取り組んでいただきますよう要望します。</p>	<p>県では、現在の県内のツキノワグマの生息頭数を把握し、計画的な管理を行うため、ヘアトラップによるDNA解析調査を平成30年度から3か年にわたって行っており、県内の生息域の中から個体数推定に必要な区画を抽出して調査を実施しているところです。</p> <p>岩泉町を含む北上高地地域北部は令和2年度に調査を予定しているところであり、調査は貴町と調整のうえ実施することし、調査結果を、捕獲上限数の設定など、ツキノワグマの適正な管理に反映させていきます。(B)</p> <p>ツキノワグマの捕獲については、近年の出没・被害件数の増加を踏まえ、市町村の臨機の判断による迅速な被害対応を促進するため、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化するため、特例許可など、市町村と連携して人身被害の防止や農林業等被害の軽減に最大限努めており、本年度においても特例許可の適用期間を一か月延長するとともに、事前配分頭数を昨年度の15頭から18頭に増加したところです。</p> <p>県としては、ツキノワグマの地域個体群を長期にわたり安定的に維持しながら被害を軽減するため、これまでの捕獲の状況を踏まえながら、必要な検討を行っていきます。</p> <p>なお、従前から不測の事態により人身に対する被害が発生している場合や、人身に対する危害が切迫しており緊急を要する場合において市町村に捕獲許可の権限を委譲しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 2
<p>5 (1) 学校事務職員配置の充実について</p> <p>岩泉町立小・中学校の学校事務職員の配置については、小規模な小・中学校を兼務する形となっており、12校中5校は専任職員が未配置となっております。</p> <p>このため、専任職員未配置の小中学校には、町費雇用による事務職員の配置を行っておりますが、学校事務職員の職務は、各学校において学校運営には欠かすことのできない職員でありますことから、県費負担において、全ての小中学校に事務職員を専任配置くださるよう要望します。</p>	<p>小中学校の事務職員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定に基づくとともに、学校の実情等を考慮し配置しています。</p> <p>岩泉町については、事務職員7名に加え、共同実施加配として事務職員1名を配置しているほか、事務職員を配置しない学校については、近隣の学校事務職員を兼務発令し、対応しているところです。</p> <p>今後の小中学校の事務職員の配置については、各市町村の小中学校の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ検討してまいります。教育の機会均等とその水準維持のために必要な財源は、国が確保すべきであると考えことから、今後も国に対して教職員の定数改善について要望してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1